

入札説明書に関する質問回答書

(業務名称) 開発教育支援プログラム及び国際協力広報に係る業務

(公告/公示日: 2022年8月4日/公告番号: 22c00515) について、以下のとおり回答いたします。

独立行政法人国際協力機構
北海道センター(帯広) 代表黒字: 8月24日掲載
赤字: 8月26日修正箇所

通番	該当頁	該当項目	質問	回答
1	P. 14	(1) 図書資料室運営	業務従事者は、図書館司書などの資格は必要でしょうか？	必須ではありません。司書資格を有する人材を配置した場合は、証明書(写)の提出により、加点評価いたします。
2	P16	(2) 開発教育支援	業務従事者は、英会話できることが条件でしょうか？出来なくても配置は可能でしょうか？また、業務に支障がありますでしょうか？	図書の貸出業務等、研修員とのコミュニケーションは英語で実施していただきます。日常会話レベルの英語力を保持していることが望ましいです。
3	P. 15	第2.2.(1)10) JICA研修員に対する図書室利用のブリーフィング	「英語以外のコースについては日本語で行う」とあるが、通訳がつくという理解でよろしいでしょうか。	通訳を行う研修監理員を配置します。
4	P. 27	4. 人員配置及び業務場所 (2) 業務責任者	業務総括者は、現在公示されている市民参加型開発教育支援・国際理解促進イベントに係る業務委託の業務責任者との兼務は可能でしょうか。	双方の業務に支障が出ない場合にかぎり、兼務可能です。
5	P. 27	第2.4.(2)4)	技術提案書中、(3)業務従事者の経験・能力等、には個人名を記載したほうが良いか。または経験・能力のみの記載でもよろしいでしょうか。	評価対象業務従事予定者(業務総括者)は担当業務、氏名、所属先及び格付の全てを記載してください。一方、評価対象外業務従事予定者の氏名及び所属先は記載しないでください。
6	別紙2	No5技術提案書及び入札書の提出	接受方法は、持参または郵送とあるが、メール添付、Gigapod経由での提出など電子データ(PDF)での提出は可能でしょうか。	通信障害等による授受のトラブル回避のため、技術提案書及び入札書の提出方法は、持参または郵送のみを認めます。
7	P4	第1.5.(2)2) 日本国登記法人	本協会は、日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人ではありませんが、今回の入札に参加することは可能でしょうか。	本入札には「日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人」でなくとも、日本に拠点を有する団体であれば参加可能です。入札書を訂正いたしましたのでご確認ください。
8	P14	第2.2.(1) 図書資料室運営	開室日は最低1名の業務従事者が常駐するとのことですが、土曜日の長時間開室時については、従業者の昼休憩確保のため一時閉室とすることは可能でしょうか。	土曜日の長時間開室に限り、休憩のための一時閉室を認めます。
9	P16	第2.2.(2)1) 研修員学校訪問	記載の「1回」もしくは「1プログラム」は共通して学校数1校と数える理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
10	P18	第2.2.(2)1) ⑪JICAホームページ・SNS用の記事原稿の作成	複数媒体(JICAホームページ・SNS)による広報が行われると確認できますが、1行事につき1原稿の作成で可、との認識でよろしいでしょうか。	1行事につき、ホームページに掲載する記事(1000文字程度)に加え、それを要約したSNS用記事(250文字程度)の2原稿を作成いただきます。
11	P18	第2.2.(2)2) 研修員地域交流事業	説明本文に「実施者は、JICA北海道(帯広)または外部団体・個人…」との記載がありますが、次頁に「<受注者の直営により実施する場合>」の手順が記載されています。受注者が実施者になることも可能という理解でよろしいでしょうか(その場合、受注者も公募に申し込み手続きを行うことになるのでしょうか)。また、受注者がすでに地域交流事業を行っている場合、研修員地域交流事業の一環として研修員に参加してもらうことは可能でしょうか。	地域からの公募での実施を優先としますが、公募数が発注者の想定に満たない場合は受注者が実施者となることも可能です。その場合、発注者と受注者との協議に基づき妥当性が確認できた場合には、受注者が既に実施する地域交流事業に、研修員を参加させることは可能です。なお、受注者が実施者となる場合、公募に応募する必要はなく、発注者との協議・合意に基づき実施いたします。
12	P19	第2.2.(2)2) <受注者の直営により実施する場合>⑥JICAホームページ・SNS用の記事原稿の作成	複数媒体(JICAホームページ・SNS)による広報が行われると確認できますが、1行事につき1原稿の作成で可、との認識でよろしいでしょうか。	通番10の回答と同じ
13	P20	第2.2.(2)2) <受注者による再発注で外部団体・個人が実施する場合>⑥JICAホームページ・SNS用の記事原稿の作成	複数媒体(JICAホームページ・SNS)による広報が行われると確認できますが、1行事につき1原稿の作成で可、との認識でよろしいでしょうか。	通番10の回答と同じ
14	P21	第2.2.(2)3) ⑤JICAホームページ・SNS用の記事原稿の作成	複数媒体(JICAホームページ・SNS)による広報が行われると確認できますが、1行事につき1原稿の作成で可、との認識でよろしいでしょうか。	通番10の回答と同じ
15	P23	第2.2.(2)5) ④JICA北海道(帯広)ホームページ・SNS用の記事原稿の作成	複数媒体(JICAホームページ・SNS)による広報が行われると確認できますが、1行事につき1原稿の作成で可、との認識でよろしいでしょうか。	通番10の回答と同じ
16	P24	第2.2.(3)1) ⑥ホームページ・SNS用記事執筆	複数媒体(JICAホームページ・SNS)による広報が行われると確認できますが、1行事につき1原稿の作成で可、との認識でよろしいでしょうか。	通番10の回答と同じ
17	P27	第2.4.(3)3)	当該項目の配置単位は「人月」とありますが、実際の積算は積算様式(31頁)記載の「人日」を使用するものですか。「人日」である場合、年間何日相当となるのでしょうか。	入札説明書 P31の計算表に記載の「人日」を「人月」に訂正いたします。積算には人月を使用してください。20人日=1人月相当です。
18	P30	第4.2. 請求金額の確定の方法	「第5 契約書(案)」では、概算払について記載されていますが、概算払請求も可能でしょうか。	契約書(案)に記載の通り、四半期ごとに必要な経費について、当該四半期に属する最初の月の末日までに概算払を請求することが可能です。